

秋田公立美術大学アトリエももさだ管理運営規程

平成30年3月30日

規程第8号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人秋田公立美術大学定款第23条別表第2に定める校舎（工芸体験棟、ギャラリー棟および地域交流棟（以下「アトリエももさだ」という。））の管理運営について必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 アトリエももさだの開館時間は、午前9時から午後4時30分までとする。ただし、多目的ホールおよび実習室にあっては、あらかじめ申請があり、かつ、支障がないと認められるときは、午後8時まで開館時間を延長することができる。

2 前項の規定にかかわらず、理事長が必要と認めるときは、開館時間を臨時に変更することができる。

(休館日)

第3条 アトリエももさだの休館日は、次のとおりとする。ただし、理事長が特に必要と認めるときは、臨時にこれを変更することができる。

(1) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(2) その他理事長が必要と認める日

2 前項に定めるもののほか、土曜日、日曜日および祝日のうち、使用の予定がない日は休館日とする。

(使用許可申請)

第4条 次の施設を使用しようとする者は、あらかじめ理事長に対し、秋田公立美術大学アトリエももさだ使用許可申請書（以下「許可申請書」という。）を提出し、その許可を得なければならない。

(1) 多目的ホール

(2) レストコーナー

(3) 市民ギャラリー

(4) 実習室

2 許可申請書の受付期間は、使用日の3月前から前々日までとする。ただし、土曜日および日曜日の使用に係る使用許可申請又は第2条ただし書の規定による開館時間の延長を伴う使用許可申請については、使用日の3月前から2週間前までとする。

(使用許可)

第5条 理事長は、前条の許可申請書の内容を審査し、相当と認めるときは、使用許可申請をした者に対し、秋田公立美術大学アトリエももさだ使用許可書を交付するものとする。

(使用料の納付等)

第6条 アトリエももさだの使用料は、別表に定めるとおりとし、使用を許可する際に徴収する。

2 第1項の規定にかかわらず、秋田公立美術大学の教員又は学生が、大学の研究又は授業等として使用する場合は、許可する際にその使用料を徴収しないものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、理事長が特別の理由があると認めるときは、使用料を後納させ、又は減免することができる。この場合の使用料の徴収時期は、理事長が定める。

(使用者の遵守事項)

第7条 アトリエももさだを使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 施設又は設備等を損傷し、又は汚損する行為をしないこと。

(2) 火災、爆発等の危険を生ずるものの持込みをしないこと。

(3) 所定の場所以外で喫煙および飲食をしないこと。

(4) 他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

(5) その他管理上必要な指示に従うこと。

(使用制限)

第8条 理事長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、施設の使用を制限し、もしくは停止し、又は使用許可を取り消し、もしくは使用を許

可しないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害する恐れがあるとき。
- (2) 管理上支障があるとき。
- (3) 前条各号に定める条件に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、理事長が使用させることを不相当と認めるとき。

(破損等による弁償)

第9条 アトリエももさだの施設又は設備を汚損し、破損し、又は滅失した者は、現品又は相当の代価をもって弁償しなければならない。ただし、理事長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(サテライトセンター)

第10条 アトリエももさだの機能の利用の普及を図るため、アトリエももさだに附属する施設としてサテライトセンターを秋田市中通二丁目8番1号に置く。

2 前項のサテライトセンターの管理運営について必要な事項は、別に定める。

(管理の委託)

第11条 アトリエももさだおよびサテライトセンター（以下「アトリエももさだ等」という。）の管理は、法人その他の団体に委託して行うことができる。

(受託者の業務)

第12条 前条の規定によりアトリエももさだ等の管理を受託する者（以下「受託者」という。）は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) アトリエももさだ等の使用の許可、使用の許可の取消し並びに使用の制限および使用の停止に関すること
- (2) アトリエももさだ等の施設および附属設備の維持管理に関すること
- (3) 前各号に掲げるもののほか、理事長がアトリエももさだ等の管理運営上必要と認める業務

2 前条の規定によりアトリエももさだの管理を受託者に委託する場合における第2条から第5条までおよび第8条の規定については、これらの

規定中「理事長」とあるのは「受託者」とする。

(管理の基準)

第13条 受託者は、前条第2項により読み替えて適用される各条に定めるもののほか、開館時間および休館日に関する基準その他その他の規程で定める管理の基準に従ってアトリエももさだ等の管理を行わなければならない。

(委任)

第14条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 秋田公立美術大学社会貢献センター管理運営規程（平成25年規程第16号）は廃止する。

附 則（令和元年10月1日規程第19号）

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日規程第16条）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

施設	使用料（5時間までごとに）	暖房料（暖房使用時5時間までごとに）
多目的ホール	2,200円（入場料その他の参加者負担（実費相当額のものを除く。）を徴収する場合にあっては、11,000円）	730円
レストコーナー	1,680円	420円
市民ギャラリー	無料	無料
実習室	1人につき 420円	

備考 使用料および暖房料の算定に当たり、1回の使用時間に5時間に満たない時間が生じた場合は、5時間とみなして使用料を徴収する。

